「学術定期刊行物」

補　助　条　件（平成２４年度）

独立行政法人日本学術振興会（以下、「日本学術振興会」という。）から科学研究費助成事業（科学研究費補助金（研究成果公開促進費「学術定期刊行物」））の交付を受けて補助事業を行う補助事業者（刊行事業の主体となる学会等の代表者（以下、「代表者」という。））が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成１５年規程第１７号。以下「取扱要領」という。）の規定により従うべき補助条件は、次のとおりとする。

１　総則

【法令等の遵守】

1-1　代表者は、補助事業の遂行に当たり、適正化法、同法施行令（昭和３０年政令第２５５号）、科学研究費補助金取扱規程（昭和４０年文部省告示第１１０号。以下「取扱規程」という。）、取扱要領及びこの補助条件の規定を含む関係する法令等の規定を遵守しなければならない。

【補助事業者の責務】

1-2　代表者は、補助金が国民から徴収された税金等でまかなわれるものであることに留意し、補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければならない。

【補助金の管理】

1-3　代表者は、本補助金を専用の銀行口座で管理し、補助事業完了時までに当該口座を解約しなければならない。また、補助金の管理に伴い生じた利子は、補助事業の遂行に使用又は学術団体等に譲渡しなければならない。

２　補助金の使用

【補助金の公正かつ効率的な使用】

2-1　代表者は、補助金（補助事業の遂行に必要な経費）の公正かつ効率的な使用に努めなければならず、他の用途への使用及びこの補助条件に違反する使用をしてはならない。

【補助金の各費目の対象となる経費】

2-2　補助金の各費目の対象となる経費は、以下のとおりとする。

直 接 出 版 費	組版代、製版代、刷版代、印刷代、用紙代及び製本代
欧 文 校 閲 費	欧文校閲費
海外ﾚﾌｪﾘｰ郵送料	閲読審査等を海外のレフェリーへ依頼する際の往復の郵送料

【補助事業の実施期間】

2-3　補助事業の実施期間は、平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日までとし、これに係る役務の提供等は、補助事業を行う年度の３月３１日までに終了しなければならず、これに係る支出は、実績報告書の提出期限までに行わなければならない。

なお、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに日本学術振興会に報告し、その指示を受けなければならない。

【補助金の年度内使用】

2-4　補助金は、「2-5」に規定する場合を除き、補助事業を行う年度を越えて使用することはできない。

【翌年度における補助金の使用】

2-5　代表者は、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない見込みとなった場合に、補助事業の期間を延長するとともに、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することを希望する場合には、平成２５年３月１日までに、様式Ｃ－２６「繰越（翌債）を必要とする理由書」により、文部科学大臣に対し申請を行い、必要な手続を経なければならない。

３　補助事業を変更する上で必要な手続（交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等）

【変更できない事項】

3-1　「種類」及び「刊行の目的・内容」の各欄の記載事項は、変更することができない。

【交付申請書の記載事項の変更】

3-2　下記の各欄の記載事項は、それぞれ定められた限度内において変更することができるが、これを超えて変更しようとする場合には、様式Ｃ－５４－１「事業計画変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。

①　「１回当たりの発行部数」について、５０％未満の増減内で変更すること

②　「年間総頁数」の計について、「欧文」、「和文」の頁数を各々５０％未満の増減内で変更すること

ただし、「欧文の率」については、特定欧文総合誌においては交付申請時の率、欧文誌においては５０％を下回らないこと

③上記②の範囲内で、「年間総頁数」の内訳（「原著論文」、「研究抄録」及び「その他」）変更すること

ただし、「原著論文」の５０％以上の減は除く

④　「刊行スケジュール」について、補助事業の実施期間を超えない範囲で２ヶ月以内で変更すること

⑤　「刊行経費」のうち、「補助対象経費計」の額について、その５０％未満の増減内で変更すること

【承認が必要な変更】

3-3　代表者は、「刊行物の名称」、「刊行スケジュール」の年間の刊行回数を変更しようとする場合には、様式Ｃ－５４－１「事業計画変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。

【補助事業の廃止】

3-4　代表者は、補助事業を廃止しようとする場合には、様式Ｃ－５５－１「補助事業廃止承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止の時までの補助事業について、廃止の承認を受けた後３０日以内に、様式Ｃ－５６－１「実績報告書」、様式Ｂ－５１－１「収支簿」の写し、「補助金専用の預金通帳の写し」、「補助事業の実施期間を含む刊行事業について、申請団体の承認を得た決算書の写し」（以下、「決算書の写し」という。）及び「刊行物一式」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない。

なお、上記の提出期限までに「決算書の写し」を提出できない場合には、様式Ｃ－６３「決算経過報告書」を日本学術振興会に提出し、申請団体の承認を得られ次第速やかに「決算書の写し」を日本学術振興会に提出すること。

【代表者の交替等】

3-5　代表者を交替しようとする場合及び申請団体の名称を変更しようとする場合には、様式Ｃ－５８「代表者交替等承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。代表者が欠けた場合には、新たに代表者となろうとする者が、様式Ｃ－５８「代表者交替等承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。

【申請団体所在地等の変更】

3-6　「申請団体所在地」、「郵便物等送付先」、「連絡・照会先」、「経費管理責任者」を変更しようとする場合には、様式Ｃ－５９－２「連絡先等登録票」により、日本学術振興会に届け出なければならない。

ただし、申請団体所在地が日本国外となる場合には、「3-4」に規定する手続により補助事業を廃止しなければならない。

【軽微な変更】

3-7　「刊行経費」の内訳の各欄の記載事項は、補助事業の遂行について必要がある場合には変更することができるが、補助事業の目的は変更してはならない。

４　実績の報告

【実績報告書の提出期限】

4-1　補助事業の完了の後、平成２５年５月３１日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を受けた後３０日以内）に、様式Ｃ－５６－１「実績報告書」、様式Ｂ－５１－１「収支簿」の写し、「補助金専用の預金通帳の写し」、「決算書の写し」及び「刊行物一式」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない。

なお、上記の提出期限までに「決算書の写し」を提出できない場合には、様式Ｃ－６３「決算経過報告書」を日本学術振興会に提出し、申請団体の承認を得られ次第速やかに「決算書の写し」を日本学術振興会に提出すること。

【状況報告書の提出期限】

4-2　平成２５年１月１７日までに「4-1」に規定する実績報告を行う場合を除き、様式Ｃ－５７－１「状況報告書」により、平成２５年１月１７日までに、日本学術振興会に補助事業の進行状況を報告しなければならない。

５　その他

【法令等の所定の手続の実施】

5-1　補助事業の実施に当たり、法令、告示、通知等により、承認・届出・確認等が必要な場合は、所定の手続を行わなければならない。

【関係書類の整理・保管】

5-2　代表者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管しなければならない。